

(別紙)

「令和5年度群馬県外来対応医療機関確保事業補助金」のご案内

1 補助金の概要

感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の支援を行うもの。

(1) 対象機関

令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査外来）の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関としての診療を行う保険医療機関

(2) 基準額（上限額）

1施設当たり500,000円

2 補助対象期間

令和5年4月1日～令和5年9月30日

3 補助対象経費

上記「2 補助対象期間」内に実施した、外来対応医療機関の新設のための初度設備等の整備に係る経費が対象です。

※令和5年4月1日以降に外来対応医療機関の指定を受けた場合も、外来対応医療機関の新設のために初度設備等の整備を行った場合は、令和5年4月1日以降の経費を対象とします。

【補助対象経費の例】

- (1) 患者案内のための看板の設置料
- (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- (4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- (5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費
- (6) その他外来対応医療機関の新設に伴い必要となる事業費

※上記(1)～(5)に該当しない経費で、外来対応医療機関の新設に必要な不可欠な場合は補助対象としますが、補助の可否については、別途審査します。

4 交付申請

(1) 提出期限 **令和5年6月30日（金）必着**

(2) 提出方法 以下へ郵送してください。

住所：〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

宛先：群馬県感染症・がん疾病対策課 医療係

群馬県外来対応医療機関確保事業補助金担当 宛

(3) 提出書類

①交付申請書（様式第1号）

※法人格の有無によって、所在地の記入が異なりますので、御注意ください。

法人の場合：法人の所在地とし、法人名を必ず記入してください。（例）医療法人〇〇会

法人格を有しない場合：医療機関の所在地とし、役職も記入してください。（例）院長 〇〇〇〇

②事業実施計画書（別紙1）

③所要額調書（別紙2）

④交付決定前着手届（様式第6号）

⑤暴力団排除に関する誓約書

⑥所要額の確認が可能な書類（見積書、カタログ等の写し）

※領収証や納品書の写しを添付する場合は、令和5年4月1日以降に納品または工事が完了したことが確認でき、日付、宛名、但し書きが記載されているものとします。

【裏面に続きます。】

(4) 交付申請書の様式について

以下の群馬県ホームページからダウンロードしてください。

なお、県ホームページが閲覧できない医療機関におきましては、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

<https://www.pref.gunma.jp/site/hojokin/208846.html>

(群馬県ホームページから「外来対応医療機関確保事業補助金」で検索してください。)

5 交付申請後の手続き

(1) 交付決定

提出された交付申請書に基づき、県が補助金の交付決定を行い、交付決定通知書を各医療機関に送付します。

(2) 変更交付申請

事業費が交付決定額を上回る場合は、変更交付申請（増額の申請）をすることができます。

※変更交付申請の提出方法等については、交付決定時に御案内いたします。

(3) 実績報告

事業完了後に実績報告書を御提出いただきます。

※実績報告の提出方法等については、交付決定時に御案内いたします。

6 留意事項

(1) 交付決定後に対象経費の内容が変更になる場合は、県へ御相談ください。

軽微な変更（別メーカーの同等品を購入、数量の変更等）については、実績報告時に御報告いただければ特に相談は不要です。

(2) 事業完了後に消費税の申告を行い、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）を提出していただきます。 ※提出時期が近づきましたら、あらためて御連絡いたします。

(3) 少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関として発熱患者等の診療をお願いいたします。

(4) 交付要綱に定める要件を満たさなくなった場合は、この補助金の交付を取り消すことがあります。

(5) 詳細については、同封のQ&A（第1版）を併せて御参照ください。

7 (参考) 本補助金の他に交付を受けられる補助金のご案内

以下の対象品目の整備を行う場合は、「令和5年度群馬県外来対応医療機関設備整備事業費補助金」の交付を受けることができます。

交付を希望する場合は、本補助金と対象経費が重複することがないよう御留意の上、本補助金とは分けて申請してください。

【対象品目】

- ・HEPA フィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ・HEPA フィルター付きパーテーション
- ・個人防護具
- ・簡易ベッド
- ・簡易診療室及び付帯する備品

【お問い合わせ先】

群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課
感染症危機管理室 医療係

TEL : 027-226-2901

E-mail: shingata-influenza@pref.gunma.lg.jp